

ID: 162

担当部署: 地域整備課

処分の概要	料金の還付承認		
例規名 根拠条項	大河原町駐車場条例 第6条ただし書		
例規番号	昭和62年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び大河原町駐車場条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(料金の不還付)</p> <p>第6条 既納の料金は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(料金の還付)</p> <p>第6条 条例第6条ただし書に規定する町長が特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第9条に規定する理由により駐車ができなくなった時。</p> <p>(2) 廃車又は転出等により駐車場の利用を必要としなくなった時。</p> <p>2 前項の規定による料金の還付額は既納した料金をその駐車券の通用期間(1箇月は30日とみなす。)で除して得られた金額に利用中止日から契約終了日までの日数を乗じて得られた金額とする。この場合において10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>3 前項の規定により料金の還付を受けようとする者は、駐車料金還付申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日